

# 横須賀市報

第1832号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

### 告示

- ◇西コミュニティセンターの一部の供用の休止について..... 14899
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定介護予防サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について..... 14900
- ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について... //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定納付受託者の指定について..... //
- ◇除却広告物等の保管について..... //
- ◇放置自転車等の移動について..... 14901
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... //
- 公 告**
- ◇住民票の職権消除について..... 14902
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... 14903
- ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達..... //
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇住民票の職権消除について..... //

- ◇債権差押調書の公示送達..... //
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇建築基準法に基づく指定道路の廃止について..... //
- ◇農用地利用集積計画について..... //
- 上下水道局告示**
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... 14904
- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について..... //

## 告 示

### 横須賀市告示第4号 (令和4年1月14日 掲 示 済)

西コミュニティセンターは、改修工事のため、令和4年1月24日から同年2月28日までの間、第1学習室、第2学習室、第3学習室、第4学習室、和室、調理講習室及び美術工芸室の供用を休止します。

令和4年1月14日

横須賀市長 上地 克 明

### 横須賀市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和4年1月25日

横須賀市長 上地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年1月1日	介護老人保健施設 フィオーレ久里浜	横須賀市神明町1028番地 7	訪問リハビリテーション	中郡大磯町大磯1188番地 医療法人社団湘風会 理事長 藤田 幸子

### 横須賀市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和4年1月25日

横須賀市長 上地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年1月1日	介護老人保健施設 フィオーレ久里浜	横須賀市神明町1028番地 7	介護予防訪問リハビリテーション	中郡大磯町大磯1188番地 医療法人社団湘風会 理事長 藤田 幸子

### 横須賀市告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和4年1月25日

横須賀市長 上地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年11月30日	有限会社湘南グッド ライフインダストリー	横須賀市浦賀2丁目11番 15号	福祉用具貸与	横須賀市小川町27番地 有限会社湘南グッドライフインダ ストリー 代表取締役 大石 好 幸

令和3年 11月30日	有限会社湘南グッド ライフインダストリー	横須賀市浦賀2丁目11番 15号	特定福祉用具販売	横須賀市小川町27番地 有限会社湘南グッドライフインダ ストリー 代表取締役 大石好幸
----------------	-------------------------	---------------------	----------	--

横須賀市告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和4年1月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 12月31日	リハビリ特化型デイ サービス カラダラ ボ横須賀衣笠	横須賀市衣笠栄町2丁目 16番地3 ビックサークル ビル1F	地域密着型通所介 護	三浦市三崎町六合 278 番地12 有限会社ホズミ 代表取締役 保住久雄

横須賀市告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和4年1月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 11月30日	有限会社湘南グッド ライフインダストリー	横須賀市浦賀2丁目11番 15号	介護予防福祉用具 貸与	横須賀市小川町27番地 有限会社湘南グッドライフインダ ストリー 代表取締役 大石好幸
令和3年 11月30日	有限会社湘南グッド ライフインダストリー	横須賀市浦賀2丁目11番 15号	特定介護予防福祉 用具販売	横須賀市小川町27番地 有限会社湘南グッドライフインダ ストリー 代表取締役 大石好幸

横須賀市告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和4年1月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年 1月1日	ハーティーハウス横 須賀	横須賀市浦賀1丁目10番 6号	共同生活援助	東京都大田区萩中二丁目2番6号 一般社団法人UNITE 代表理事 谷口裕子

横須賀市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和4年1月25日

横須賀市長 上地克明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社イーティックスデータファーム  
東京都渋谷区渋谷二丁目6番14号
- 指定納付受託者の指定をした日  
令和4年1月22日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等  
イベント「Sense Island-感覚の島-暗闇の  
美術島2021」開催に係る猿島公園の入園料（インターネット  
による公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和4年1月22日から同年3月31日まで

横須賀市告示第12号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。  
保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都

市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和4年1月25日

横須賀市長 上地克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	10	吉倉町1丁目、森崎3丁目、二葉2丁目、ハイランド2丁目及び野比1丁目・4丁目地内	令和3年12月1日から同月28日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	1	追浜東町3丁目地内		

2 保管場所  
横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

- 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑  
 4 問い合わせ先  
 横須賀市都市部まちなみ景観課  
 ~~~~~

横須賀市告示第13号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
 令和4年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日              | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                    | 保 管 場 所                     |
|------------------------|-------------|------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                        | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動2輪車 |                                                                   |                             |
| 令和3年12月1日から<br>同月27日まで | 台<br>68     | 台<br>2           | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                   | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                      | 10          | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                 | 同                           |
| 同                      | 2           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                  | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                      | 4           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                   | 同                           |
| 同                      | 23          | 1                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                | 同                           |
| 同                      | 4           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                  | 同                           |
| 同                      | 0           | 2                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                   | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                      | 7           | 2                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                 | 同                           |
| 同                      | 0           | 1                | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                   | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                      | 12          | 3                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                  | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                      | 13          | 0                | 鷹取2丁目、山中町、小川町、緑が丘、米が浜通1丁目、三春町1丁目・2丁目・4丁目、森崎1丁目、久里浜8丁目及び野比5丁目地内の道路 | 同                           |
| 同                      | 1           | 0                | 横須賀駅第1自転車等駐車場                                                     | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                      | 1           | 0                | 汐入駅第1自転車等駐車場                                                      | 同                           |
| 同                      | 1           | 0                | 馬堀海岸駅自転車等駐車場                                                      | 同                           |
| 同                      | 1           | 0                | 浦賀駅第1自転車等駐車場                                                      | 同                           |
| 同                      | 0           | 1                | 浦賀駅第3自転車等駐車場                                                      | 同                           |

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 1,500円

原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市土木部土木計画課  
~~~~~

横須賀市告示第14号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和4年1月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和4年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,272	旧	平作5丁目1684番の1地先から 平作5丁目1675番の1地先まで	メートル 1.8~ 2.0	メートル 50.7
	新	平作5丁目1684番の1地先から 平作5丁目1679番の1地先まで	2.9~ 5.9	63.9
1,285	旧	平作5丁目1679番の9地先から 平作5丁目1679番の9地先まで	2.4~ 2.5	23.3
	新	平作5丁目1679番の8地先から 平作5丁目1679番の1地先まで	3.2~ 4.9	23.6
1,287	旧	平作5丁目1669番地先から 平作4丁目959番の5地先まで	1.8~ 3.9	240.2
	新	平作5丁目1679番の9地先から 平作4丁目959番の5地先まで	2.0~ 3.9	57.6
1,290	旧	平作4丁目960番の1地先から 平作4丁目960番の2地先まで	2.7~ 2.8	23.8
	新	平作4丁目960番の2地先から 平作4丁目960番の2地先まで	2.7~ 2.8	10.1

# 公 告

## 横須賀市公告第2号 (令和4年1月12日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和4年1月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第3号 (令和4年1月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	介護保険料納入通知書	12月分の納期限は、令和4年1月31日に変更する。

(別紙略)

## 横須賀市公告第4号 (令和4年1月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	介 護 保 険 料	6 月 分	令和3年7月30日
		7 月 分	令和3年8月31日
		8 月 分	令和3年9月30日

9 月 分	令和3年10月29日
10 月 分	令和3年11月30日

(別紙略)

## 横須賀市公告第5号 (令和4年1月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料決定通知書	6月分から12月分までの納期限は、令和4年1月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

## 横須賀市公告第6号 (令和4年1月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度		減額分
令和3年度	国民健康保険料変更通知書	減額分
		9月分から12月分までの納期限は、令和4年1月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)



横須賀市公告第7号 (令和4年1月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	国民健康保険料	8 月 分	令和3年9月30日
		9 月 分	令和3年10月29日
		10 月 分	令和3年11月30日

(別紙略)

横須賀市公告第8号 (令和4年1月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和3年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	12月分の納期限は、令和4年1月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第9号 (令和4年1月14日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

廃止年月日	道路廃止地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和4年1月7日	横須賀市長井2丁目3872番1 5 32 53 54 3885番イの2の各一部	畑宅地原野 公衆用道路	メートル 4.00	メートル 32.26	東京都港区元麻布二丁目10番17号 株式会社M S E R R N T 代表取締役 丹 下 大

横須賀市公告第14号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市太田和4丁目2441番、2442番、2443番、2444番、2494番、2496番及び2497番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

令和4年1月14日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	後期高齢者医療保険料	10 月 分	令和3年11月30日

(別紙略)

横須賀市公告第10号 (令和4年1月18日) 掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和4年1月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第11号 (令和4年1月18日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第12号 (令和4年1月18日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年1月18日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和4年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市須軽谷 854 番地

鈴木 章 雄

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市太田和4丁目2575番地

長谷川 誠

記の2

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林3丁目128番及び129番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市秋谷2丁目1110番地

株式会社平凡野菜

代表取締役 藤 原 信 良

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目19番10号  
坂本 美枝子  
記の3
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目1951番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目8番20号  
原田 直樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目8番9号

原田 喜美雄

### 上下水道局告示

**横須賀市上下水道局告示第1号**  
 横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）  
 第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者  
 を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。  
 令和4年1月25日  
 横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
601	株式会社ジェット	橋本 隆 司	福島県郡山市笹川一丁目199番地の1	令和3年12月21日	令和8年12月20日

**横須賀市上下水道局告示第2号**  
 指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。  
 令和4年1月25日  
 横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
303	K・K住設	杵 鞭 君 夫	横須賀市舟倉1丁目5番1号	令和3年12月20日